

第1回協働のまちづくり推進本部会議（7/18）の主な意見について

	Q	A
前文	<p>■前文のわたしたちとは、市民、市長、議会のことを指すのか。</p> <p>「草津市自治体基本条例では、わたしたちがまちづくりの主体として自らが必要と考えるまちづくりに協働して取り組むこととしています。…」(前文)</p>	<p>■そのとおりである。</p> <p>■削除 「市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、中間支援組織、市が」(前文)</p>
第1条	—	<p>■修正</p> <p>「この条例は、協働によるまちづくりの基本原則および基本的事項を定めるとともに、市民および市の役割を明らかにし、それぞれが自主的なまちづくりに<u>取り組み、協働によるまちづくりを推進すること</u>で住み良いまちの実現を図ることを目的とする。」(第1条)</p>
第2条	<p>■事業者、大学の役割は。</p> <p>「市内に居住、通勤、もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。」(第2条第1項第2号)</p> <p>■中間支援組織とは。市民公益活動団体とは異なるのか。</p>	<p>■検討委員会の中でも議論し、市民の中にも含めるものとした。</p> <p>■定義に規定されている。具体的には、事業団、市社協。市民公益活動団体とは、異なる。</p>

	<p>■ 中間支援組織について、逐条解説では具体的な名前を挙げるのか。</p> <p>■ 今後、新たに中間支援を行うことができる組織ができた場合に、中間支援組織と認めるのか。</p> <p>■ 中間支援組織は、まち協のように認定するのか。</p> <p>■ 市民と中間支援組織の関わりは。</p> <p>「まちづくりを活性化させるために市民および市に必要な支援を行うとともに、市民および市民または市民および市の間に立ってまちづくりを推進する組織をいう。」(第2条第1項第6号)</p>	<p>■ 逐条解説において、記載する。 ※事業団、社協以外にはない。</p> <p>■ そうした団体については、協働事業として実施する。</p> <p>■ 条例では、予定していない。</p> <p>■ 定義に書いており、敢えて別に書く必要はないと判断した。</p>
第5条	—	<p>■ 修正</p> <p>「まちづくり協議会は、<u>地域住民</u>の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。」(第5条第1項)</p>
第8条	—	<p>■ 修正</p> <p>「中間支援組織は、<u>自主的なまちづくりに関する支援および協働によるまちづくりの推進に必要な多様な主体間における調整</u>に努めるものとする。」(第8条第1項)</p>

第 1 0 条	—	<p>■修正</p> <p>「市長は、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。」(第10条第1項)</p>
	<p>■まち協でいう地域住民は、区域住民に直したほうが良いのではないか。</p> <p>「地域住民で構成され、かつ、区域内で活動する個人および団体にも参加の機会を保障していること。」(第10条第1項第2号)</p>	<p>■法規に確認済みである。全て地域住民で統一。</p>
	<p>■認定要件の規則で定めるとは、何を予定しているのか。</p> <p>「前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。」(第10条第1項第8号)</p>	<p>■区域、規約、事業計画、収支報告等。</p>
第 1 3 条	<p>■まち協への支援について、支援という言葉には財政的支援も含まれているので、あえて書く必要はないのではないか。</p> <p>■まち協への支援で「その他の」は、例示で使われなくてはならない。</p> <p>「市は、まちづくり協議会に対し、<u>技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用に充てるための資金を交付する</u>よう努めるものとする。」(第13条第2項)</p>	<p>■検討委員会の委員の思いで具体的に書いた。</p>

<p>第14条</p>	<p>■個人情報の提供については、本人の権利利益を不当に害する恐れがないと執行機関が認めるときに行えると、個人情報保護条例で規定されており、それに合わすべきではないか。</p> <p>「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第2号の実施機関（以下「実施機関」という。）は保有個人情報のまちづくり協議会への提供については、草津市個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。」（第14条第1項）</p> <p>■今回の個人情報の提供と要援護者支援との整合性は。</p>	<p>■「公益上特に必要があり」の部分をまちづくり協議会に提供する内容に読み替えようとするものである。</p> <p>■修正</p> <p>2 名簿の調製</p> <p>3 名簿管理者、名簿閲覧者の届出</p> <p>4 名簿の閲覧</p> <p>5 情報の安全管理</p> <p>6 目的外利用の禁止。</p> <p>7 守秘義務。</p> <p>■関係部（危機管理、健康福祉）と調整した結果、従来制度と並行し実施するものとした。</p>
<p>第15条</p>	<p>■総合計画と地域まちづくり計画との整合性は。</p> <p>「まちづくり協議会は、自分たちの住む区域を住み良いまちとするために、目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題およびその解決方法を示した計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を策定し、<u>または変更したときは、公表するものとする。</u>」（第15条第1項）</p>	<p>■条例では、規定できないので、計画で検討したい。</p>

第17条	—	<p>■修正</p> <p>「市は、基礎的コミュニティを活性化するため<u>技術的援助</u>その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。」(第17条第1項)</p>
第20条	<p>■「財政上の措置」を他の条例で書いている例はあるのか。</p> <p>「市は、協働事業を積極的に推進するため、必要に応じ財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」(第20条第2項)</p>	<p>■「財政上の措置」については、他の条例でも書かれている。</p> <p>⇒草津市犯罪のない安全なまちづくり条例</p>
第25条	<p>—</p> <p>■第三者組織の意見具申は、この書き方で正しいのか。</p> <p>「<u>「委員会は、協働によるまちづくりの推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。」</u>(第25条第2項)</p>	<p>■修正</p> <p>「(1)推進計画の<u>策定および評価</u> (2)協働によるまちづくりに係る施策の推進<u>および評価</u>に関すること (3)<u>前2号に掲げるもののほか、協働によるまちづくりの推進に関する事項</u>」(第25条第1項第1号～第3号)</p>
—	<p>■市民公益活動団体の公益性はどこかが認めなければならない。</p> <p>市民交流センターの優先利用に関わるのではないか。</p>	<p>■個々の事業で承認し支援する。</p>